

山林施設災害復旧等事業（公共）

【３９，２３０百万円】

対策のポイント

地震や津波により被災した治山施設等を早期に復旧し、再度災害の発生を防止します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災では、海岸部の保安林に甚大かつ広域に及ぶ被害が発生するとともに、地震による山腹崩壊や林道の損壊が発生しており、放置すると豪雨や風浪等により再度災害が発生するおそれが高いこと等から早期に復旧することが必要です。
- ・また、津波エネルギーの減衰や漂流物の捕捉などに効果を発揮した海岸部の保安林は、樹木が壊滅的な被害を受けただけでなく、その造成基盤である地盤も侵食等により被災しており、海岸部の保安林の早期再生を図るため、被災した地盤の復旧を早急に図る必要があります。

政策目標

被災した山林施設等の速やかな復旧整備

<主な内容>

１．山林施設災害復旧事業

３８，９１９百万円

地震、津波により被災した治山施設、林道施設の災害復旧を実施します。

（ 国費率（基本）：１０／１０、２／３、６．５／１０、５／１０※
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林組合等 ）

２．山林施設災害関連事業

３１１百万円

施設災害復旧事業を実施するのみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、これと併せて行う当該被災施設又はこれを含めた一連の施設の改良事業等を実施します。

（ 国費率（基本）：１０／１０、５／１０※
事業実施主体：国、都道府県 ）

※激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律による嵩上げ制度あり

上記のほか、台風１２号等に係る災害復旧等事業８０，６０３百万円を計上

お問い合わせ先：
１．治山施設
林野庁治山課山地災害対策室 （０３－３５０１－４７５６（直））
林道施設
林野庁整備課 （０３－６７４４－２３０４（直））
２．林野庁治山課山地災害対策室 （０３－３５０１－４７５６（直））